

個人事業主等にも3階建年金！ 確定拠出年金の概要

平成 27 年 9 月作成



前回は個人事業主にも退職金をというテーマでお話しました。今回は年金についてです。
日本の年金制度は3階建構造といわれています。1階部分は全ての国民に共通する「国民年金」部分です。2階部分が会社員の方の「厚生年金」、公務員の方の「共済年金」です。3階部分は企業が加入している場合の「企業年金」、公務員の「共済年金（職域部分）」です。

自営業の方に関しては2階部分として「国民年金基金」が用意されています。今回は企業年金に加入していない会社員及び自営業の方が加入できる「確定拠出年金（個人型）」について簡単にご紹介したいと思います。右記表で■部分が公的年金部分、▨部分が会社の行う確定拠出年金部分、■部分が今回のテーマである確定拠出年金（個人型）部分です。

階級	確定拠出年金(個人型)		確定拠出年金(企業型)		確定拠出年金に加入できない	
	本人負担 (国民年金基金加入者はその部分を掛金から差し引く)	本人負担	会社負担	会社負担		
3階				企業年金	共済年金 ※平成27年10月に厚生年金へ移行	
2階	厚生年金					
1階	国民年金					
被保険者等区分	自営業者	企業年金・企業型確定拠出年金無	確定給付型年金無	確定給付型年金有	公務員	被扶養配偶者
	会社員					
	国民年金1号被保険者	国民年金2号被保険者			国民年金3号被保険者	

確定拠出年金の掛金は月額5千円以上1千円単位で、自営業者等は6万8千円・会社員等は2万3千円を限度として自由に設定でき、年一回変更できます。この制度の最大の特徴は、掛金の運用指図を掛金の拠出者自らが行うことにあります。そのため、リスク商品（投資信託等）で運用すれば大きな成果を得られる可能性がある反面、元本割れのリスクも高まります。一方、運用期間中の運用益には税金が課税されないため、その分大きな運用効果を得られます。安全資産（預貯金等）で運用する場合、元本割れリスクは少ないですが、受け取れる年金の増加率も少なくなります（手数料分は目減りします）。ただし、運用益以外に所得控除のメリットが見逃せないため、これらのバランスを考えて運用指図することにより貯蓄型運用でも手数料以上のメリットを得ることができるようになります。

自営業の方は小規模企業共済と重ねて加入することもできるので、それぞれの特徴を踏まえてご検討されるのが良いと思います。

最後にこの制度についてのメリットデメリットについて簡単に説明します。

(1) メリット

- ① 掛金は全額所得控除できます
- ② 運用期間中の運用益が非課税となります（年金資産（運用益ではない）に特別法人税1.173%が規定されているが現在凍結中）
- ③ 年金受給は公的年金として扱われるため、受給時に公的年金等控除があります
- ④ 一時金として受け取る場合、退職金として退職所得控除が適用できます

(2) デメリット

- ① 原則60歳まで年金受給を開始できず、中途解約もできない
- ② 運用状況によっては元本割れのリスクを伴う
- ③ 運用管理・年金等受給時に手数料がかかる